

商工かづの

平成 29 年 1 月 31 日現在
会 員 数 881 名
青年部員数 56 名
女性部員数 118 名
商工業者数 1709 名

平成 28 年度
vol.4
発行/かづの商工会
平成 29 年 2 月

SHOKO

KAZUNO

伴走型支援事業「かづの商工会補助金」を実施しました

平成 28 年度の重点事業である伴走型支援事業「かづの商工会補助金」を実施しました。この補助金は会員事業所と商工会職員が関係を密にし、連携して取り組む事業に対して補助金を交付するものです。この 1 月には全ての事業が終了し実績報告書が提出されました。最終的に 33 事業所が事業を実施、総事業費 6,061 千円、補助金額 2,578 千円。事業の内容は、機械の導入や看板・広告宣伝の実施、展示会の出展など、お客様を取り込むための様々な取り組みがありました。実施した事業所からは概ね好評でまた実施して欲しいとの声が多くありました。本補助金は今年度初めての取り組みで、事業の運営に関して様々な改善点が挙げられています。次回はより利用しやすい補助金となるよう、事業の組み立てを再検討していきます。

また、商工会では、このような補助金をきっかけとして、会員の皆様に伴走し、事業の発展、経営の安定の支援を一層深めていくこととしております。補助金に限らず、税務や労働関係、金融等の経営に関する課題の解決に商工会がお手伝いいたしますので、ご相談ください。

事業者の感想

- 販路開拓は必要だが経費もかかる。補助していただき助かった。
- 補助金の利用は初めてでしたが補助金というものの勉強になった。
- 法改正により対応を迫られていた部分の対応ができてよかった
- これまで躊躇していた取り組みを実施するよいきっかけとなった。



＝今回の主な記事＝

伴走型支援事業「かづの商工会補助金」を実施しました
「2017 かづの新年祝賀会」が開催されました
税務申告の準備はお早めに
65 歳以上への雇用保険の適用が始まりました

火災共済の長期年払契約をおすすめします
ハンドル共済の加入はお済ですか？
29 年からの主な制度改正のお知らせ
新会員紹介！新しい仲間が加わりました

「2017 かつの新年祝賀会」が開催されました



毎年恒例の「かつの新年祝賀会」が1月5日(木)、鹿角パークホテルにおいて開催され、行政関係者、商工業者、市民など各界から約400名が出席して、地域の発展を願いながら積極的に情報交換を図りました。

児玉鹿角市長、細越小坂町長の新年のあいさつに続き、柳澤商工会長は、「本年度創設した商工会単独の補助制度『伴走型支援事業』で会員の経営改善に取り組んでいます。今年策定する『アクションプログラム』で会員の経営力強化や円滑な事業承継、創業・起業希望者への支援などを計画しており、厳しい経営環境下にさらされている会員の持続的な発展と地域資源を生かした地域経済の好循環化に向けた取組を推進していきたい。」と意気込みを示しました。

また、かつの商工会では10年後の商工会のあるべき姿（ビジョン）を見据えた商工会活動を強化するため、県連及び各商工会がそれぞれの地域特性に合わせた5年間のアクションプログラム（行動計画）を策定し、これらを実行することで、地域及び事業者の持続的な発展を支援することとしております。かつの商工会ではこれまで4回の在り方検討委員会を開催し、その席でアクションプログラムを検討してまいりました。今年度中にはこのアクションプログラムを作成し、より身近な存在の商工会として、お役にたてるよう努めますので今後ともよろしくお願いいたします。



資金繰りでお悩みなら、今すぐご連絡を！！

事業資金の新規借入や借換え、事業資金以外でも相談に応じております。既存借入金の条件変更についても、商工会が金融機関との折衝や橋渡しを行います。経営改善計画書の作成も支援します。

税務申告の準備はお早めに

所得税・贈与税の申告納税は 3月15日(水)まで (口座振替日 4月20日(木))

個人事業者の消費税の申告納税は3月31日(金)まで (口座振替日 4月25日(火))

今年の所得税・個人消費税の申告納税期限は上記のとおりです。但し、還付申告の場合は既に受付を行っておりますので、お早めに手続きをお願いします。また、平成28年分の申告分より、下記の通りマイナンバーの記載の他、本人確認書類の提示(添付)も必要となりましたので、ご確認下さいますようお願いいたします。

e-Taxなら自宅やオフィスからインターネットで24時間いつでも確定申告ができるほか、添付書類の提出省略など優遇措置もありますので、ぜひご利用ください。

また、商工会では申告の相談も受け付けておりますので、ご希望の方はお早めにご相談ください。

小坂地区の申告相談につきましては、毎週水曜日に小坂支所にて受け付けいたしますので、書類をお持ちの上、小坂支所までお越し下さいますよう、お願いいたします。

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

- ◆ **マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は**
 - マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
 - ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- ◆ **マイナンバーカードをお持ちでない方は**

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
<ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。) などのうちいずれか1つ	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード などのうちいずれか1つ*

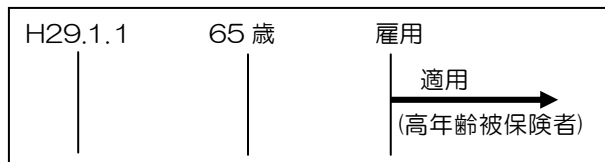
※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

65歳以上への雇用保険の適用が始まりました

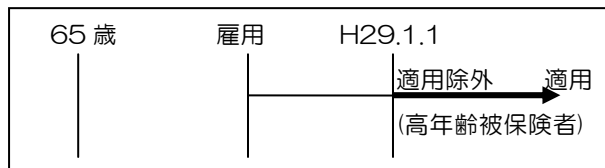
平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合
⇒ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークへ届出してください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
⇒ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日まで(※1)管轄のハローワークへ届出してください。
(※1)提出期限の特例となります。



〈例3〉高年齢継続被保険者(※2)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
⇒ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



◎平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金(高年齢求職者給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金について)の対象となります。

無担保・無保証の「マル経融資(経営改善資金)」を活用ください!!

本年度マル経融資で借入(借換も可)された場合、1年間1%の利子補給を実施いたします。

対象者:

- 1年以上事業を営み
- 常時使用する従業員が20名以下(商業・サービス業は従業員が5人以下)
- 商工会の経営指導を6カ月以上受けていること

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円
返済期間	運転7年(1年)、設備10年(2年)
金利	1.16%(H29.1.16)
担保・保証人	必要なし(無担保・無保証)
取扱金融機関	日本政策金融公庫

火災共済の長期年払契約をおすすめします

平成28年12月に商工会が取り扱う火災共済の補償内容と掛金率が改定となりました。建物の構造や用途により掛金率は異なりますが、概ね掛金率は上昇傾向にあります。

そこで火災共済の長期年払契約をお勧めしております。長期年払契約とは2年以上の契約となり、掛金の納付は1年分を年1回、口座振替のみでのお支払いとなります。また、下表のとおり長期割引が適用されますので、費用負担も軽減できるほか、火災共済の料率の改定があった場合であっても、契約時の掛金率が継続され満期時まで掛金の変動はありません。

契約期間	2年	3年	4年	5年～10年
割引率	3%	5%	8%	10%

ハンドル共済の加入はお済みですか？

ドライバーのあなた、自動車保険に入っているから安心と思いませんか？

もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…。お見舞費用や香典料など、予想を上回る自己負担が必要になることがあります。そんなとき、あなたの経済的負担を幅広くサポートするのがハンドル共済です。(相手への)賠償の共済ではありませんので、“過失割合・示談に関係なく”お支払いいたします。また、加害・被害・事故を問わず“共済金はあなたにお支払い”します。

新会員紹介！新しい仲間が加わりました～商工会では随時新会員を募集しております～

★新規加入者

事業所名	代表者名	業種	地区
神徒架設	沢田美由貴	建設業	花輪
訪問美容サービスにこちよき	安保みゆき	美容業	八幡平
㈱トヨタレンタリース秋田鹿角店	柴田 誠一	サービス業	花輪

29年からの主な制度改正のお知らせ

[1]セルフメディケーション税制

(平成29年1月1日施行)

これまでの医療費控除とは別に「セルフメディケーション税制」が始まります。セルフメディケーションとは「自分の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」されています。この趣旨のもと、健康の保持増進、病気の予防に取り組んでいる人が、特定の医薬品(扶養家族分を含む)を購入した場合、特例としてその一部をその年の総所得金額から控除するのがセルフメディケーション税制です。医療費控除との併用はできません。

控除を受けるには確定申告を行うこととなりますが、領収証やレシートが必要となりますので保管しておきましょう。

[2]道路交通法が改正、準中型免許が新設されます

(平成29年3月12日施行)


新制度で免許を取得した場合には未成年であっても7.5トまでの車両の運転が可能となります。新入社員やこれから運転免許を取得する場合には社用車が運転できるかどうか確認が必要です。

現行	普通免許 5トまで 18歳以上	中型免許 11トまで 20歳以上	大型免許 制限なし 21歳以上	
新制度	普通免許 3.5ト 18歳以上	準中型免許 7.5トまで 18歳以上	中型免許 11トまで 20歳以上	大型免許 制限なし 21歳以上

★代表者変更

事業所名	代表者名	業種	地区
(有)金澤工務店	金 沢 拓	建設業	十和田

かつの商工会青年部プレゼンツ







かづの商工会の青年部員による情報発信番組。毎回様々な職業のメンバーをゲストに迎え楽しく紹介していきます！

第2第4金曜日夜21時 ONAIR!

FM79.1 鹿角きりたんぼFM <http://fm791.net>

スマホ対応アプリ「リッスンラジオ」

Google play  App Store 

本所／〒018-5201 鹿角市花輪字柳田 14-1

TEL:0186-22-0050 FAX:0186-23-2698

E-mail kazuno@shoko.skr-akita.or.jp

支所／〒017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部 16-2

TEL:0186-29-2378 FAX:0186-29-4049

E-mail kosaka@shoko.skr-akita.or.jp

かつの商工会ホームページ URL <http://shoko.skr-akita.or.jp/kazuno/>